

8-1-2 EU 木材規則のデューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質
についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則 仮訳

[「Commission Implementing Regulation \(EU\) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation \(EU\) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」](#) の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32012R0607>

2012 年 7 月 6 日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010 に定める
デューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質
についての詳細規則に関する
欧州委員会実施規則 (EU) No. 607/2012
(EEA 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会
および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010⁽¹⁾、特に同第 6 条 (2) 項および第 8 条 (8) 項
を考慮し、

以下の背景を踏まえて、

- (1) 規則 (EU) No 995/2010 は、事業者に対し、違法に伐採された木材または違法伐採
木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最小限に抑えるための手順・
措置の枠組み (以下「デューデリジェンス・システム」と呼ぶ) を使用することを義
務付けている。
- (2) 樹種の完全な学名、木材が伐採された地域、および伐採コンセッションに関する情報

⁽¹⁾ OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

が提供されるべき事例を明確にする必要がある。

- (3) 管轄官庁が監視団体に対して実施する検査の頻度と性質を特定する必要がある。
- (4) 本規則の範囲内での個人データの処理（特に、検査との関連で入手した個人データの処理）に係る個人の保護は、個人データの処理に係る個人保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付の欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC に定められた要件⁽²⁾、ならびに欧州共同体の機関・組織による個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付の欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001⁽³⁾に従うものとする。
- (5) 本規則に定められた措置は、森林法の施行・ガバナンス・貿易委員会の意見と合致している。

ここに以下の規則を採択する。

第 1 条

主題

本規則は、デューデリジェンス・システム、ならびに監視団体に対する検査の頻度と性質に関する詳細を定めるものである。

第 2 条

デューデリジェンス・システムの適用

1. 事業者は、特定のサプライヤーが供給する特定の種類の木材または木材製品それぞれに対して、12 カ月を超えない期間内に、デューデリジェンス・システムを適用しなければならない。ただし、樹種、伐採国（1 カ国または複数国）、あるいは該当する場合、伐採された国内地域、および伐採コンセッションに変更がないことを条件とする。
2. 前項は、市場に出荷する木材・木材製品の各積み荷について、規則（EU）No 995/2010 の第 6 条（1）項（a）号で言及された、情報のアクセスを提供する措置・手順を維持する事業者の義務を損なわないものとする。

⁽²⁾ OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

⁽³⁾ OJ L 8, 12.1.2001, p. 1.

第3条

事業者による供給に関する情報

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された、事業者による木材または木材製品の供給に関する情報は、第 2 項、第 3 項および第 4 項に従って提供されるものとする。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された樹種の完全な学名は、一般名の使用において曖昧さが存在する場合に提供されるものとする。
3. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された国内地域に関する情報は、違法伐採のリスクが国内の地域によって異なる場合に提供されるものとする。
4. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された伐採コンセッションに関する情報は、違法伐採のリスクが国内または国内地域内の伐採コンセッションによって異なる場合に提供されるものとする。

前段の目的上、一定の地域内で木材を伐採する権利を付与する取り決めは、伐採コンセッションとみなされるものとする。

第4条

リスクの評価と緩和

規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (b) 号の後段の箇条書き 1 つ目および第 6 条 (1) 項 (c) 号で言及された認証制度および他の第三者検証制度が以下の基準を満たす場合は、リスク評価およびリスク低減の手順において同制度を考慮に入れることができる。

- (a) 要件を体系化したシステムが構築・公開され、第三者が利用できるようになっている。同システムには、少なくとも適用法のすべての関連要件が含まれていなければならない。
- (b) 適用法が遵守されていることを確認するために、適切な検査（現地査察を含む）が、第三者によって、12 カ月以内の間隔で定期的実施されることが規定されている。
- (c) 適用法に従って伐採された木材および当該木材から製造された木材製品が市場に出荷される前に、サプライチェーンのいずれの段階でも追跡可能な、第三者が検証した追跡手段が組み込まれている。

- (d) 原産地が不明な木材・木材製品または適用法に従って伐採されていない木材・木材製品がサプライチェーンに混入しないことを確保する、第三者が検証した管理方法が組み込まれている。

第5条

事業者による記録管理

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第6条 (1) 項 (a) 号に定められた、事業者による供給に関する情報およびリスク低減手順の適用は、適切な記録によって文章化されなければならない。これらの記録は5年間保存し、管轄官庁が検査できるようにしなければならない。
2. 事業者は、デューデリジェンス・システムの適用において、収集された情報が規則 (EU) No 995/2010 第6条 (1) 項 (b) 号に定められたリスク基準とどのように照合され、リスク低減措置に関する決定がどのように下され、事業者がどのようにリスクの度合いを決定したかを実証できなければならない。

第6条

監視団体の検査の頻度と性質

1. 管轄官庁は、少なくとも2年に1回、規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (4) 項で言及された定期的な検査を実施しなければならない。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (4) 項で言及された検査は、特に以下のいずれかの場合に実施されなければならない。
 - (a) 管轄官庁が、事業者に対する検査を実施する中で、監視団体が構築したデューデリジェンス・システムの有効性および事業者による実施に関する欠陥を発見した場合。
 - (b) 欧州委員会が、木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010 に定める監視団体の認定および認定取消の手續規則に関する2012年2月23日付欧州委員会委任規則 (EU) No 363/2012 の第9条 (2) 項⁽¹⁾に定められた認定後の変化が監視団体に生じたことを、管轄官庁に通知した場合。

⁽¹⁾ OJ L 115, 27.4.2012, p. 12.

3. 検査の有効性を確保するために監視団体に事前に通知する必要がある場合を除き、検査は事前の通告なしに実施されなければならない。
4. 管轄官庁は、文書化された手続きに従って検査を実施しなければならない。
5. 管轄官庁は、規則（EU）No 995/2010 の遵守を確保する目的で検査を実施しなければならないが、同検査には特に、また必要に応じて、以下を含めなければならない。
 - (a) 立入検査（現場査察を含む）。
 - (b) 監視団体の文書・記録の調査。
 - (c) 監視団体の幹部および職員の聞き取り調査。
 - (d) 事業者および取引業者その他関係者の聞き取り調査。
 - (e) 事業者の文書・記録の調査。
 - (f) 関係する監視団体のデューデリジェンス・システムを用いた事業者の供給品サンプル調査。

第7条

監視団体の検査に関する報告

1. 管轄官庁は、実施した個々の検査の報告書を作成しなければならないが、同報告書には、適用した手順・手法の詳細、検査結果ならびに結論を記載しなければならない。
2. 管轄官庁は、検査を受けた監視団体に対し、報告書案に記載した調査結果と結論を通知しなければならない。監視団体は、管轄官庁に対し、管轄官庁が指定する期限内に意見を述べることができる。
3. 管轄官庁は、個々の検査の報告に基づき、規則（EU）No 995/2010 の第8条（4）項で言及された報告書を作成しなければならない。

第8条
発効

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから20日目に発効する。

本規則は完全なる拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ブリュッセルにて作成、2012年7月6日

欧州委員会
委員長
ジョゼ・マヌエル・バローゾ